
さいたま市文化芸術都市創造計画
素案（修正案）

平成25年10月

目 次

序章 計画の策定に当たって

1 計画策定の目的	2
2 計画期間	2
3 計画の位置づけ	3
4 用語の定義	3

第1章 将来像

第2章 文化芸術を取り巻く現状と課題

1 我が国の文化芸術を取り巻く動向	8
2 本市における文化芸術の現状と課題	11

第3章 施策展開

1 施策展開の考え方	16
2 重点プロジェクトの設定	17
3 基本施策の展開	21
施策1 文化芸術都市の創造のために必要な文化芸術活動の促進	23
施策2 文化芸術に対する子どもの感性の向上	25
施策3 伝統的・民俗的な文化芸術の継承と発展	27
施策4 文化芸術に対する理解及び関心の促進	28
施策5 地域に根ざした文化芸術に関する資源の発掘・保護・活用	30
施策6 多様な文化芸術に触れる機会の提供	34
施策7 文化芸術活動の場となる施設の充実	36

第4章 計画の推進に当たって

1 施策を実施する上での考え方	40
2 財源の確保	42
3 計画の進行管理	42

■参考資料

・さいたま市文化芸術都市創造条例	44
------------------	----

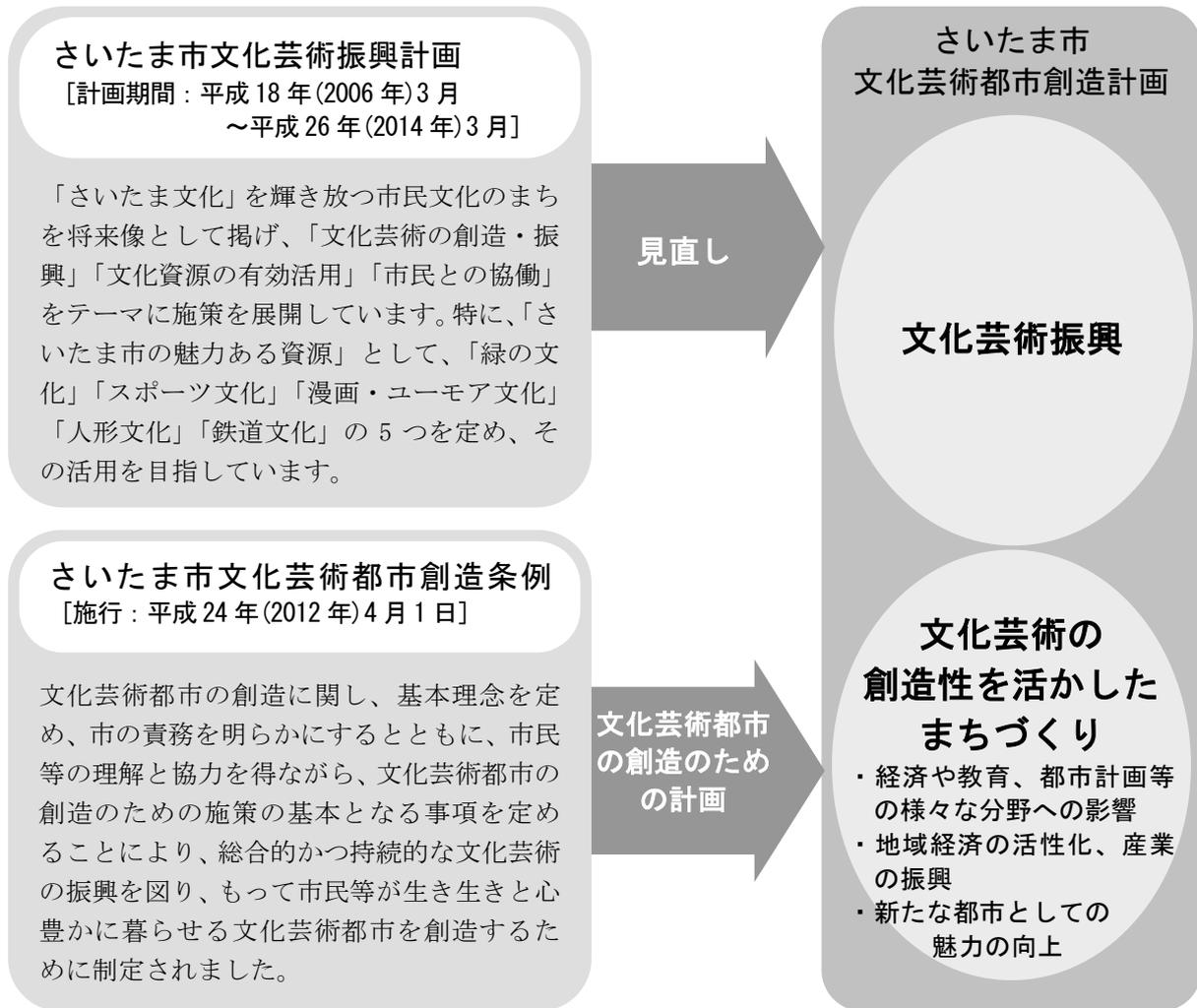
序章

計画の策定に当たって

序章 計画の策定に当たって

1 計画策定の目的

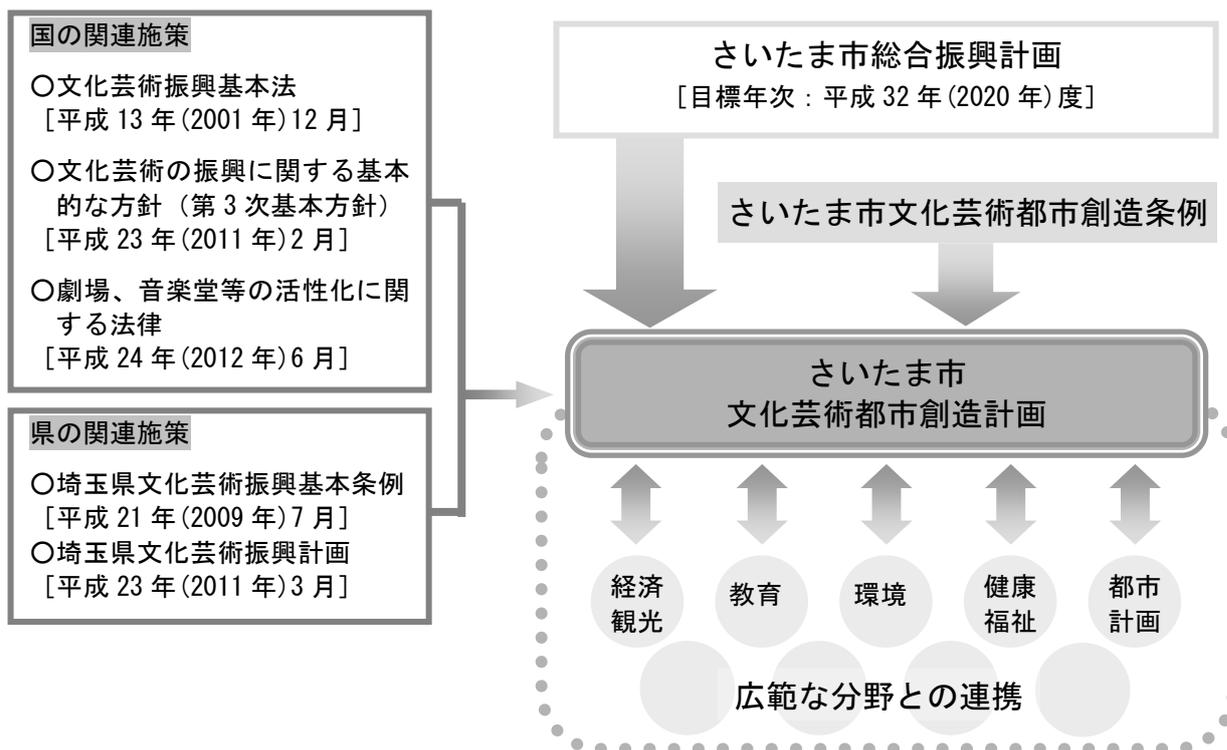
本計画は、市民等が生き生きと心豊かに暮らせる文化芸術都市の創造を目的として制定された、「さいたま市文化芸術都市創造条例」（施行：平成24年（2012年）4月1日）第6条の規定に基づき、文化芸術都市の創造に関する施策を総合的かつ計画的に実施するための計画として策定するものです。



2 計画期間

本計画の計画期間は、さいたま市総合振興計画の目標年次と合わせ、平成26年（2014年）度から平成32年（2020年）度までの7年間とします。

3 計画の位置づけ



4 用語の定義

本計画における「文化芸術」「文化芸術都市」「市民等」の用語については、「さいたま市文化芸術都市創造条例」に定義するとおりとします。

用語	定義
文化芸術	次に掲げる芸術等であつて、盆栽、漫画、人形、鉄道といった地域の活性化及び都市としての魅力の増進に資するものをいう。 ア 文学、音楽、美術、写真、演劇、舞踊その他の芸術 イ 芸能（伝統的又は民俗的な芸能に加え、落語、歌唱等の芸能をいう。） ウ 茶道、華道、書道その他の生活に係る文化 エ 囲碁、将棋その他の国民的娯楽
文化芸術都市	市民等が自主的に文化芸術に関する活動（以下「文化芸術活動」という。）を行い、又は文化芸術を享受することにより市民等の文化芸術以外の分野における活動が促進され、かつ、文化芸術の振興を契機として地域が活性化し、市民等が充実した生活を送ることのできる活力のある都市をいう。
市民等	市内に居住し、通学し、通勤し、又は滞在する者、市内において事業活動を行う者及び市内において文化芸術活動を行う者をいう。

第 1 章 将来像

第1章 将来像

文化芸術は、人々の創造性を豊かにし、生活にゆとりと潤いをもたらす、豊かな人間関係を育むものであるだけでなく、新たな産業を生み出すなどの経済効果をもたらす、ひいては地域の振興に寄与し、活力のある都市づくりに結びつくものです。

真に愛し、誇れる郷土を実現するためには、市民等が主体となる文化芸術の振興と、古くから培われてきた文化芸術の持つ伝統と新しい文化芸術の持つ創造性により、本市の経済や教育、都市計画等のさまざまな分野に影響を与え、地域の活性化を図り、新たな都市としての魅力を高め、文化芸術都市としてのさいたま市を創造することが求められます。

「さいたま市文化芸術都市創造条例」では、さいたま市が目指す将来像を、「生き生きと心豊かに暮らせる文化芸術都市」と定めています。これを、よりわかりやすく、4つのまちの姿に整理しました。

市民等が主体的に文化芸術活動に参画するまち

文化芸術を自ら創造する、あるいは文化芸術活動に関わるイベントを開催する、文化芸術を支えるボランティアとして活動するなど、市民等の主体的な文化芸術活動が活発なまちです。

幅広い文化芸術と気軽に触れあえるまち

文化芸術が市民の生活や地域に溶け込み、だれもが気軽に多様な文化芸術に触れあう機会があり、一人ひとりが興味のある文化芸術を自分に合った方法で楽しめるまちです。

<将来像>

生き生きと心豊かに暮らせる文化芸術都市

世界共通語である「Bonsai（盆栽）」をはじめとする多彩な地域資源を活用するとともに、新たな取組や情報発信を行い、「文化芸術のまち」として国内外に広く知られるまちです。

文化芸術の創造性を活かしたイベントの開催や文化芸術を通じた交流が活発に行われ、そこに暮らす人々や地域経済など、地域全体が活力にあふれているまちです。

文化芸術を世界へ発信するまち

文化芸術の創造性によって活力にあふれるまち

第2章

文化芸術を取り巻く現状と課題

第2章 文化芸術を取り巻く現状と課題

1 我が国の文化芸術を取り巻く動向

現在、日本における文化芸術振興は、平成13年（2001年）に成立した「文化芸術振興基本法」を基軸として、平成23年（2011年）に決定された「文化芸術の振興に関する基本的な方針（第3次基本方針）」に基づき、進められています。

この中では、文化芸術を「成熟社会における成長の源泉」と位置づけ、「従来、社会的費用として捉える向きもあった文化芸術への公共支援に関する考え方を転換し、社会的必要性に基づく戦略的な投資と捉え直す」としており、国家戦略として「文化芸術立国」の実現に向け、周辺領域への波及効果を目指す方向性が示されています。

また、文化庁では、文化芸術の持つ創造性を地域振興、観光・産業振興等に領域横断的に活用し地域課題の解決に取り組む地方自治体を「文化芸術創造都市」と位置付け、文化庁長官表彰、国内ネットワークやモデルの構築を通じ支援しています。

こうした中、日本各地において、文化芸術を活用した大規模なイベントの開催、市民・行政・芸術大学が共同で文化都市の創造に取り組むアートプロジェクト¹など、多種多様な規模やテーマでまちづくりに寄与する文化芸術への取組が行われています。

また、前述の「文化芸術の振興に関する基本的な方針（第3次基本方針）」において、文化芸術への支援策をより有効に機能させるため、諸外国のアーツカウンシル²に相当する新たな仕組みを導入することが「重点的に取り組むべき施策」として挙げられました。

こうした流れを受け、平成24年（2012年）度には東京都で公益財団法人東京都歴史文化財団内に「アーツカウンシル東京」が設置されるなど、地方自治体においてもアーツカウンシルの導入が始まりつつあります。

さらに、劇場、音楽堂の活性化を図ることにより、実演芸術の水準の向上等を通じて実現芸術の振興を図るため、平成24年（2012年）6月に「劇場、音楽堂等の活性化に関する法律」が施行され、劇場、音楽堂等の設置者・運営者、実演芸術団体等の関係者の連携協力、国・地方自治体による環境整備等に取り組むことなどが定められました。

¹ **アートプロジェクト**：現代美術を中心に、1990年代以降日本各地で展開されている共創的芸術活動。美術家たちが廃校・廃屋などで行う展覧会や拠点づくり、野外／まちなかでの作品展示や公演を行う芸術祭、コミュニティの課題を解決するための社会実験的な活動など、幅広い形で現れるものを指すようになりつつある。（出典：『日本型アートプロジェクトの歴史と現在 1990年→2012年』東京アートポイント計画）

² **アーツカウンシル**：芸術文化に対する助成を基軸に、政府や自治体から一定の距離を保ちながら、文化政策の執行を担う専門機関。日本語では芸術評議会などと訳され、欧米諸国やシンガポール、韓国など、世界各国で設置されている。

文化芸術の振興に関する基本的な方針（第3次基本方針）

1 文化芸術振興の基本理念

(1) 文化芸術振興の意義

- ・文化芸術は、人々が心豊かな生活を実現していく上で不可欠なもの。何ものにも替え難い心のよりどころ（誇りやアイデンティティを形成）であって、国民全体の社会的財産。
- ・文化芸術は、創造的な経済活動の源泉、「ソフトパワー」であって、持続的な経済発展や国際協力の円滑化の基盤となり、国力を高めるもの。
- ・心豊かな国民生活を実現するとともに、活力ある社会を構築して国力増進を図るため、文化芸術振興を国の政策の根幹に据え、今こそ新たな「文化芸術立国」を目指す。

(2) 文化芸術振興の基本的視点

「成熟社会における成長の源泉」

[要約] 文化芸術は、社会的便益を有する公共財であり、また、子ども・若者や、高齢者、障害者、失業者、在留外国人等にも参加の機会を開く社会的基盤となり得る。従来、社会的費用として捉える向きもあった文化芸術への公共支援に関する考え方を転換し、社会的必要性に基づく戦略的な投資と捉え直し、長期的かつ継続的な視点に立って施策を講ずる。

「文化芸術振興の波及力」

[要約] 国家戦略として「文化芸術立国」を実現するため、教育、福祉、まちづくり、観光・産業等の周辺領域への波及効果を視野に入れた文化芸術振興施策が求められており、創造都市の都市や「クール・ジャパン」の取組などにより、伝統文化からメディア芸術やデザイン、ファッション、食文化まで多彩な日本文化を積極的に発信するとともに、その価値を生み出す創造的人材の育成・集積を図る。

「社会をあげての文化芸術振興」

[要約] 文化芸術振興の意義に対する国民の理解の上に、個人、企業、NPO・NGOを含む民間団体、地方公共団体、国など各主体が各々の役割を明確化しつつ、相互の連携強化を図り、社会を挙げて文化芸術振興を図る。

2 文化芸術振興に関する重点施策

重点戦略1：文化芸術活動に対する効果的な支援

重点戦略2：文化芸術を創造し、支える人材の充実

重点戦略3：子どもや若者を対象とした文化芸術振興策の充実

重点戦略4：文化芸術の次世代への確実な継承

重点戦略5：文化芸術の地域振興、観光・産業振興等への活用

重点戦略6：文化発信・国際文化交流の充実

3 文化芸術振興に関する基本的施策

1. 文化芸術各分野の振興：芸術／メディア芸術の振興、伝統芸能の継承及び発展、芸能の振興、生活文化・国民娯楽及び出版物等の普及、文化財等の保存及び活用
2. 地域における文化芸術振興
3. 国際交流等の推進
4. 芸術家等の養成及び確保等
5. 国語の正しい理解
6. 日本語教育の普及及び充実
7. 著作権等の保護及び利用
8. 国民の文化芸術活動の充実：国民の鑑賞等の機会の充実、高齢者・障害者等の文化芸術活動の充実、青少年の文化芸術活動の充実、学校教育における文化芸術活動の充実
9. 文化芸術拠点の充実等：劇場・音楽堂等の充実、美術館・博物館・図書館等の充実、地域における文化芸術活動の場の充実、公共の建物等の建築等に当たった配慮
10. その他の基盤の整備等

劇場、音楽堂等の活性化に関する法律（概要）

1. 趣旨

我が国の劇場や音楽堂、文化会館、文化ホール等（以下「劇場、音楽堂等」という。）に係る現状や課題を踏まえ、文化芸術振興基本法の基本理念にのっとり、劇場、音楽堂等の活性化を図ることにより、我が国の実演芸術の水準の向上等を通じて実演芸術の振興を図り、もって心豊かな国民生活及び活力ある地域社会の実現等に寄与する。

《現状》

- 我が国における劇場、音楽堂等としての機能を有している施設の多くは、文化会館や文化ホールといった文化施設であり、また多目的に利用される場合が多い。
- これら文化施設における文化芸術活動は、多くの場合は、貸館公演が中心となっている。

《主な課題》

- 文化施設の劇場、音楽堂等としての機能が十分に発揮されていない。
- 実演芸術団体の活動拠点が大都市圏に集中しており、相対的に地方では多彩な実演芸術に触れる機会が少ない。

2. 概要

- ①「劇場、音楽堂等」、「実演芸術」の定義（第2条）
- ②劇場、音楽堂等の事業（第3条）
- ③劇場、音楽堂等を設置・運営する者の役割（実演芸術の水準向上等）（第4条）
- ④実演芸術団体等の役割（実演芸術に関する活動の充実等）（第5条）
- ⑤国の役割（劇場、音楽堂等に係る環境の整備その他の必要な施策の策定、実施）（第6条）
- ⑥地方公共団体の役割（地域の特性に応じた施策の策定、実施）（第7条）
- ⑦関係者等（劇場、音楽堂等を設置・運営する者、実演芸術団体等、国及び地方公共団体）の相互の連携及び協力（第8条）
- ⑧国及び地方公共団体の財政上・金融上・税制上等の措置（第9条）
- ⑨国際的に高い水準の実演芸術の振興等（第10条）
- ⑩国際的な交流の促進（第11条）
- ⑪地域における実演芸術の振興（第12条）
- ⑫人材（制作者、技術者、経営者、実演家等）の養成及び確保等（第13条）
- ⑬国民の関心と理解の増進（第14条）
- ⑭学校教育との連携（第15条）
- ⑮劇場、音楽堂等の事業の活性化に関する指針の策定（文部科学大臣）（第16条）

2 本市における文化芸術の現状と課題

さいたま市は、平成13年(2001年)に誕生し、平成17年(2005年)には岩槻市と合併したことにより、今や人口125万人余を抱える大都市として発展を遂げました。現在は、埼玉県のみならず、首都圏をリードする政令指定都市として、経済・産業や教育、文化振興等を牽引する役割が求められています。

平成18年(2006年)3月には、「さいたま市文化芸術振興計画」を策定し、歴史と風土に育まれたさいたま市独自の伝統文化と、市民によって創りだされる新たな文化の融合により、さいたま市らしさにあふれた「さいたま文化」の創造を目指した取組を進めてきました。

本計画の策定に当たり、これまでの文化芸術振興における施策の進捗状況、その成果の指針となる市民等の文化芸術活動状況、市外から見た都市イメージ等を把握し、多角的な視点から本市の文化芸術に関する現状と課題を明らかにするため、「市民意識調査」「文化芸術活動団体調査」「市民文化芸術活動状況調査」、関東地方居住者を対象とした「さいたま市イメージ調査」を実施しました。

これらの結果を踏まえ、以下に示す4つの視点から検証した本市の現状と課題は以下のとおりです。

(1) 文化芸術活動状況

<現状>

本市では、市民等による文化芸術活動を促進するため、「さいたま市文化芸術振興計画」に基づき、文化芸術事業の後援や補助金の交付等を通じた支援を行うとともに、音楽や演劇などの多様な分野において鑑賞等の機会の充実に努めてきました。

しかしながら現状では、日常的に文化芸術活動を行う市民はごく一部にとどまり、全く行わない市民も半数近くに及んでいます。また、日常的に行っている市民においても、観覧や鑑賞等の受動的な活動が中心であり、自主的な活動を行っている市民は非常に少ない状況にあります。その中でも、若い世代においてその傾向が顕著となっています。さらに、本市には多くの芸術家が活動を行っていますが、芸術家に対する市の支援は、発表機会の提供程度であり、十分とは言えない状況にあります。

<課題>

文化芸術都市の創造には、市民等の文化芸術活動の更なる活性化が必要です。文化芸術活動の活性化を図るためには、市民等の一人ひとりが創造力を発揮し文化芸術を楽しめる環境を整え、継続的に支援していくことが重要です。また、文化芸術に対する理解と関心を深めるために、世代や興味に合わせた柔軟なテーマ

に基づく事業の展開を図り、これまで文化芸術に対して興味を持たなかった市民等の参画を促進するとともに、将来の文化芸術活動の担い手である子どもや青少年が文化芸術に接する機会を充実していくことが必要です。さらに、文化芸術都市の創造に向けて、文化芸術創造の担い手である芸術家への支援の充実や文化芸術団体が行っている事業への支援を継続するとともに、その支援策をより効果的に機能させる仕組みづくりにも取り組んでいく必要があります。

(2) 文化芸術を取り巻く環境

<現状>

本市には、20を超える博物館・美術館（公立私立を含む）、59の公民館、19のコミュニティセンター、24の図書館に加え、文化センターや市民会館、プラザイースト、プラザウエスト、プラザノース等、多くの文化芸術活動を行う場となる施設がありますが、アンケート調査結果からは、更なる活動の場の充実が求められています。

また、施設全体では高い利用率であっても、ホールや集会室は満室であるが、茶室の利用は少ないというように、機能別での利用率にはばらつきがあり、あまり有効に活用されていない機能も見られる状況にあります。

<課題>

文化芸術都市の実現に向けて、市民等が活発に文化芸術活動を行うことができる環境づくりが求められています。そのためには、市は、文化芸術活動を支えている既存文化施設の利便性向上や機能の充実を図るとともに、文化施設間の連携強化や利用者にわかりやすい方法で情報発信を行っていく必要があります。

また、今後、文化施設においては、市民等が多様な文化芸術と接する機会の提供や市民等が行う主体的な文化芸術活動に対する支援など、ソフト面における機能の強化を図っていく必要があります。

(3) 本市の文化芸術資源

<現状>

平成23年（2011年）5月、本市誕生から10年を迎え、かつて4つの都市において育まれてきた多様な歴史と文化は、10区の個性として引き継がれています。また、さいたま市の魅力ある資源である「盆栽」、「漫画」、「人形」、「鉄道」をはじめ市民等の文化芸術活動によって「さいたま市らしさ」が育まれています。

アンケート調査の結果では、本市の主な文化芸術資源として「大宮氷川神社」、「鉄道博物館」、「岩槻の人形」、「大宮盆栽村」、「さいたま芸術劇場」などが広く知られています。また、地域に根ざした伝統芸能や見沼田圃・見沼代用水に象徴

される自然、国宝2件、国指定特別天然記念物1件を含む、500件以上の指定文化財など多くの文化芸術資源があります。

<課題>

これまで、本市では、さいたま市文化芸術振興計画に基づき「盆栽」、「漫画」、「人形」、「鉄道」といった特徴的な文化、指定文化財をはじめとする地域に根ざした多様な文化芸術資源を活用し、美術館や博物館等における展示事業をはじめとする多くの文化芸術関連事業を展開してきました。今後は、「盆栽」、「漫画」、「人形」、「鉄道」という本市の魅力ある資源を今まで以上に活用していくとともに、盆栽と人形、漫画と音楽など、分野を超えた連携を行い、新たな魅力を生み出すなど、資源のブランド力を総合的に高めていく取組が必要です。また、長い歴史の中で継承されてきた有形・無形の貴重な文化財を次代に継承するとともに、積極的に活用していくことが必要です。

(4) 本市のイメージ・文化芸術を活かしたまちづくり

<現状>

本市では、これまでさいたま市らしさにあふれた「さいたま文化」の創造・発信を目指し、文化芸術の振興を図ってきました。

しかし現状では、本市のイメージとして「交通の利便性が高いまち」、「スポーツの盛んなまち」、「関東の主要都市」が高く、「文化的なまち・芸術のまち」としてのイメージは、市民及び関東地方の居住者ともに低い状況にあり、関東地方の居住者では本市に対して具体的なイメージを持たない方も少なくない状況となっています。

また、文化芸術を活かしたまちづくりに向けた、アンケート調査の結果では、「伝統的な文化の保存と活用」、「観覧等への参加機会の充実」、「大規模な文化芸術イベントの開催」、「新しい文化資源の発掘と育成」等の施設を求める意見が多く寄せられています。

<課題>

これまで、さいたま市文化芸術振興計画に基づき、さまざまな取組を行ってきましたが、現状では、本市を「文化的なまち・芸術のまち」と感じている市民は決して多くはありません。今後は、教育や経済等のさまざまな分野と連携し、本市の文化芸術の活性化を図るとともに、文化芸術を活かした地域経済の活性化や産業の振興という視点を踏まえながら活力のあるまちづくりに向けた取組を行っていくことが必要です。

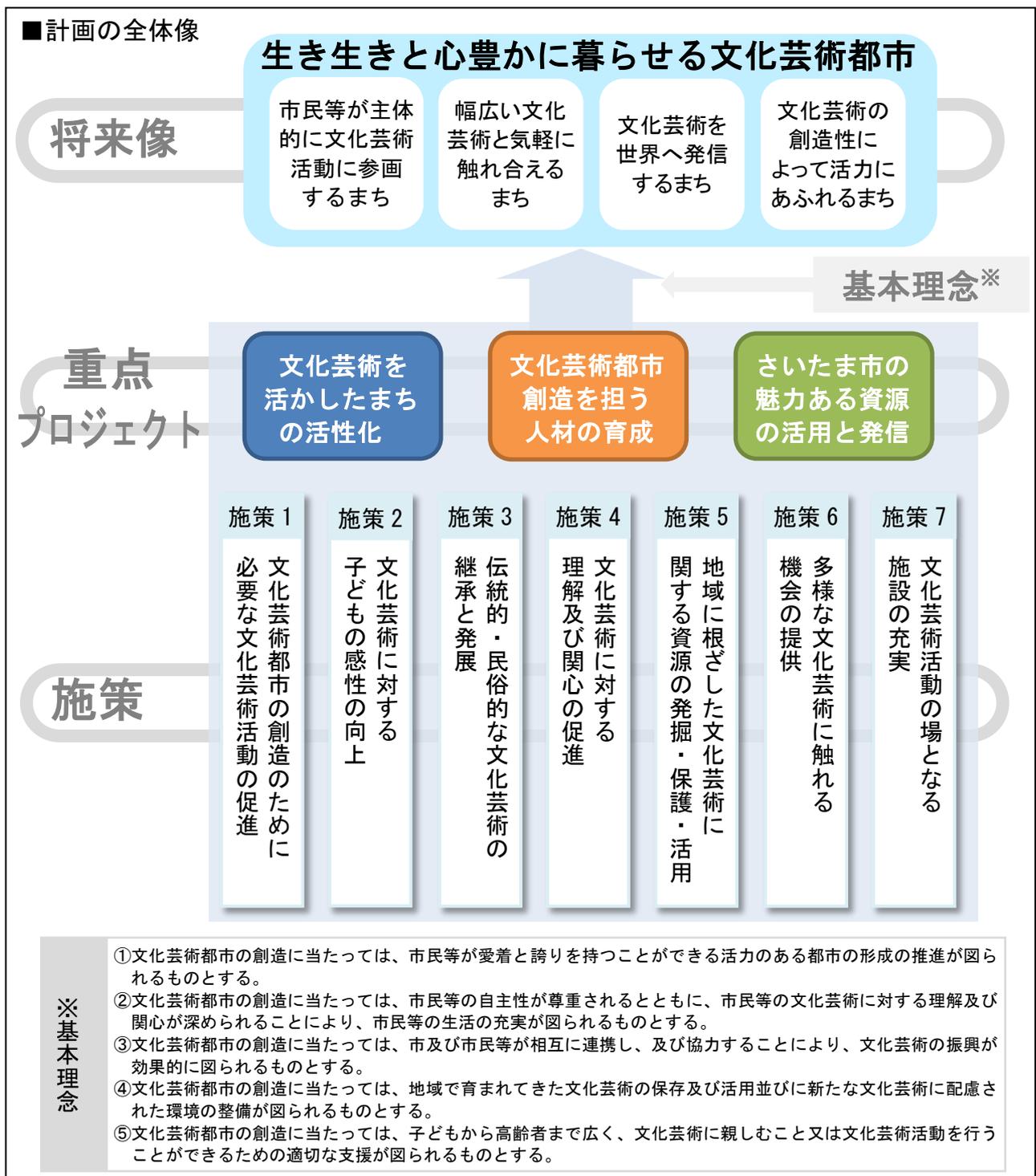
第3章 施策展開

第3章 施策展開

1 施策展開の考え方

この計画では、将来像である「生き生きと心豊かに暮らせる文化芸術都市」の創造に向けて、さいたま市文化芸術都市創造条例第7条に基づき7つの基本施策を定め、各施策の具体的な取組を示すとともに、さらに、今後7年間の計画期間の中で重点的に取り組むべき事項を定めた3つ重点プロジェクトを設定します。

重点プロジェクトは、基本施策の横断的・総合的な取組であり、一体的に取り組むことで施策の効果的な推進を図ります。



2 重点プロジェクトの設定

(1) 重点プロジェクトの設定

文化芸術都市の創造に当たり、本市における現状と課題を踏まえ、今後7年間で特に重点的に実施する3つの重点プロジェクトを設定します。

重点1	重点2	重点3
文化芸術を活かした まちの活性化	文化芸術都市創造を 担う人材の育成	さいたま市の魅力ある 資源の活用と発信

(2) 重点プロジェクトの効果

重点プロジェクトを行うことで、下記のような社会的・経済的な効果を生み出し、文化芸術の基本施策を効果的に推進するための、好循環（サイクル）を形成することが期待できます。重点プロジェクトは、相互に強く関連しており、必要に応じて一体的に取り組んでいきます。



文化芸術都市創造に向けた基本施策の効果的な推進

生き生きと心豊かに暮らせる文化芸術都市

(3) 重点プロジェクトの内容

重点プロジェクト1

文化芸術を活かしたまちの活性化

文化芸術の持つ創造性を活かし、国際的な芸術祭、芸術家の新たな創造環境の創出、文化芸術を活用した産業の振興などを通して、多様な交流を生み出し、都市の創造性を高め、まちの活性化を図ります。

<主な取組>

○国際的な芸術祭の開催

文化芸術都市創造に向けた象徴的・中核的な事業として、国際的な芸術祭を開催します。開催に当たっては、本市の文化芸術を広く発信するとともに、国内外の新たな文化芸術や人材との多様な交流を生み出すことで、都市の創造性を高め、都市イメージの向上や地域の活性化を図ります。

○芸術家と地域の交流の促進

既存施設や空き家・空き店舗などを活用したアーティスト・イン・レジデンス³などに取り組み、国内外の芸術家と地域住民が、作品の共同制作や発表などを通じた交流を行うことで、地域の創造性を高め、まちの活性化を図ります。

○文化芸術と産業の連携強化

本市の持つ文化芸術の創造性を本市の産業振興に活かす取組を行うことで、文化芸術と産業の連携を進め、文化芸術と産業相互の振興を図ります。

³ アーティスト・イン・レジデンス：芸術制作を行う人物を一定期間招へいし、滞在しながら作品制作を行わせる事業。美術館やまちなかの既存施設などで制作を行うケース、宿泊施設やアトリエなどを備えた専用施設を設置して行うケースなど、さまざまな形態で行われている。

文化芸術都市創造を担う人材の育成

若手をはじめとする芸術家の支援を通じて創造活動を行う人材を増やすとともに、創造活動を支えるボランティアの育成や文化芸術イベントを企画・運営できる人材を育成することによって、本市の文化芸術都市創造を推進する中核となる人材を育成します。

<主な取組>

○芸術家に対する 総合的な支援

文化芸術創造の担い手である芸術家に対し、活動・発表機会の提供や新たな創造環境の整備充実を図るなど総合的な支援を行い、創造的な人材の集積と育成を図ります。

○文化芸術活動を支える人材の育成

文化芸術に関するボランティア人口の拡大を図るとともに、活動内容や活動機会の充実を図ることで、文化芸術活動を支える人材の育成を図ります。

○文化芸術活動を コーディネートで きる人材の育成

文化芸術イベントの企画段階から実施まで、事業全体に参画する機会の充実を図ることで、自ら文化芸術事業等を行うことのできる人材の育成を図ります。

さいたま市の魅力ある資源の活用と発信

盆栽、漫画、人形、鉄道を本市の魅力ある資源として位置づけ、積極的に活用・発信することで、さいたま市らしさを活かした「文化芸術都市さいたま」としての魅力向上を図ります。

<主な取組>

○魅力ある資源を活用した事業の推進

盆栽、漫画、人形、鉄道という本市の魅力ある資源を積極的に活用した事業を推進することで、本市の文化的な独自性（さいたまらしさ）を生み出し、都市としての魅力向上を図ります。

○魅力ある資源の連携

盆栽と鉄道、漫画と人形など、魅力ある資源相互の連携を図るとともに、音楽など他分野の文化芸術との連携を推進することで、新たな魅力を生み出し、資源としてのブランド力の向上を図ります。

○魅力ある資源の発信

多様なイベントやメディアを通じて、本市の魅力ある資源を全国・海外に発信します。

3 基本施策の展開

基本施策の体系は、「さいたま市文化芸術都市創造条例」第7条に沿って定めるものです。

■基本施策の体系

基本施策	事業展開	具体的な取り組み
施策1 文化芸術都市の創造のために必要な文化芸術活動の促進	→ 1-1. 文化芸術活動に関わる人材の育成・支援	→ ○芸術家の活動機会の充実 ○文化芸術事業の企画・運営に関わる人材の育成 ○文化芸術団体の交流の促進
	→ 1-2. 情報基盤の拡充	→ ○文化芸術に関わる人材・団体情報の収集・提供
施策2 文化芸術に対する子どもの感性の向上	→ 2-1. 子どもの文化芸術教育の推進	→ ○未就学児に対する鑑賞・体験機会の充実
	→ 2-2. 子どもの鑑賞・発表・体験機会の充実	→ ○子どもを対象にした鑑賞・体験機会の充実
施策3 伝統的・民俗的な文化芸術の継承と発展	→ 3-1. 伝統的・民俗的な文化芸術の継承	→ ○後継者育成に対する支援
	→ 3-2. 伝統的・民俗的な文化芸術に触れる機会の充実	→ ○伝統的・民俗的な文化芸術の鑑賞・参加機会の充実
施策4 文化芸術に対する理解及び関心の促進	→ 4-1. 鑑賞機会の充実	→ ○身近な鑑賞機会の創出
	→ 4-2. 活動への参加機会の充実	→ ○発表機会の充実
	→ 4-3. 鑑賞・参加機会に関する情報収集・提供	→ ○文化芸術事業に関する情報収集・提供
施策5 地域に根ざした文化芸術に関する資源の発掘・保護・活用	→ 5-1. 盆栽文化の振興	→ ○大宮盆栽美術館を活用した盆栽文化の振興 ○「大宮盆栽」のブランド化と関連産業の振興
	→ 5-2. 漫画文化の振興	→ ○漫画会館等を活用した漫画文化の振興 ○漫画文化に関わる人材育成
	→ 5-3. 人形文化の振興	→ ○（仮称）岩槻人形会館の整備 ○人形文化と触れあえる機会の拡充
	→ 5-4. 鉄道文化の振興	→ ○鉄道博物館等との連携強化 ○鉄道文化に関わる情報発信の強化
	→ 5-5. 多彩な文化芸術資源の発掘・保護・活用	→ ○各区の個性を活かした文化芸術関連事業の推進
施策6 多様な文化芸術に触れる機会の提供	→ 6-1. 文化芸術を通じた交流の促進	→ ○国際的な文化芸術イベントを通じた交流 ○本市とゆかりのある都市との交流
	→ 6-2. 文化芸術によるまちづくり	→ ○文化芸術資源を活かしたまちづくり
施策7 文化芸術活動の場となる施設の充実	→ 7-1. 文化芸術の活動の場となる施設の機能向上・充実	→ ○利用者や時代のニーズに合わせた施設機能の向上 ○利用者の利便性向上
	→ 7-2. 文化芸術都市創造に向けた拠点機能の構築と施設連携	→ ○拠点機能の構築

施策1 文化芸術都市の創造のために必要な文化芸術活動の促進

【施策の基本的な考え方】

市は、市民、文化芸術団体、芸術家等が行う主体的な活動を支援するとともに、文化芸術を創造する、支える、つなぐ人材の育成に取り組み、本市の文化芸術活動の促進を図ります。

【今後の取組】

1-1. 文化芸術活動に関わる人材の育成・支援

市内で活発に活動している芸術家や文化芸術団体、また、文化芸術活動を支えるボランティアや文化芸術事業の企画や運営を担うことのできる人材の育成・支援を行います。

○芸術家の活動機会の充実

市内で活躍する芸術家に対し、創作活動や発表の場の提供を行います。

<取組例>

- ・文化芸術事業における芸術家の起用
- ・人材データの集積と発信を行う人材情報バンク事業の充実

○文化ボランティアの活性化

ボランティアスタッフの活動機会を充実し、文化芸術活動を支える人材の育成を図ります。また、市が行う文化芸術事業においても、積極的に文化ボランティアの活用を図ります。

<取組例>

- ・既存のボランティア組織の充実
- ・文化芸術事業におけるボランティアの活用

○文化芸術事業の企画・運営に関わる人材の育成

文化芸術事業を企画・運営することができる人材の育成を図ります。

<取組例>

- ・文化芸術事業の企画・運営ができる人材育成事業の実施

○文化芸術団体の活動支援

文化芸術団体が行う文化芸術事業に対する支援を行います。

<取組例>

- ・市内に事務所を置き活動する文化芸術団体が実施する事業に対する補助金交付

○文化芸術団体の交流の促進

市内で活動する文化芸術団体の交流を推進し、団体間のネットワークの充実を図ります。

<取組例>

- ・複数の文化芸術団体が参加する共同イベントの実施

○文化芸術活動に対する顕彰

市内在住または本市にゆかりがあり、文化芸術等の分野で顕著な功績のあった方を顕彰します。

<取組例>

- ・文化芸術等の分野で顕著な功績のあったものに対する文化賞の贈呈

1-2. 情報基盤の充実

文化芸術に関する人材や団体の情報を広く収集し、わかりやすく提供することで、市民等と芸術家や団体の橋渡しを行うとともに、文化芸術団体の情報発信に関する支援を行います。

○文化芸術に関わる人材・団体情報の収集・提供

文化芸術に関連する豊富な人材や団体の情報を収集し、提供します。

<取組例>

- ・文化芸術に関する人材や団体の情報を収集・提供する人材情報バンク事業の充実

○文化芸術団体の情報発信に対する支援

文化芸術団体が行う事業や会員の募集等についての情報発信を支援します。

<取組例>

- ・団体情報や会員募集などの情報をインターネット上に公開する「生涯学習情報システム」の充実
- ・市内で開催される文化芸術事業を掲載したリーフレットの作成・配布

施策2 文化芸術に対する子どもの感性の向上

【施策の基本的な考え方】

市は、将来の文化芸術の担い手である子どもたちの豊かな感性と創造性を育くむために、幼少期から文化芸術に触れあう機会の提供や学校等との連携を通じた文化芸術教育の充実に取り組むとともに、子どもたちが気軽に参加できる鑑賞機会や実際に文化芸術に触れあえる体験教室や講座の充実を図ります。

【今後の取組】

2-1. 子どもの文化芸術教育の推進

子どもの持つ豊かな感性を伸ばし、創造性を育むため、学校教育等との連携を通じて、子どもたちに質の高い文化芸術や多様な文化芸術に触れる機会の充実を図ります。

○未就学児に対する鑑賞・体験機会の充実

未就学児の豊かな体験を支援するため、未就学児に対する催し等の情報を幼稚園・保育園等に提供します。また、乳幼児から身近に文化芸術に触れあえる環境づくりに努めます。

<取組例>

- ・乳幼児から楽しめる音楽コンサートの開催
- ・親子で参加できる文化芸術に関する体験教室の開催

○学校等との連携を通じた文化芸術教育の推進

子どもたちが身近に質の高い文化芸術を体験・鑑賞・学習できる環境づくりに向けて、学校等と連携し、アウトリーチ⁴やワークショップ事業を実施します。また、子どもたちの郷土意識を高め、知識や教養を育むため、地域の歴史文化資源、美術、民俗文化などを活かした体験学習の充実を図ります。

<取組例>

- ・小学校や中学校などで、プロの演奏家による演奏会を実施するアウトリーチ事業の実施
- ・学校と美術館の連携による授業の実施

⁴ アウトリーチ：アーティストなどを地域の様々な施設に派遣して、ワークショップやミニコンサートなどを実施する取組。

2-2. 子どもの鑑賞・発表・体験機会の充実

子どもの豊かな感性や創造性を育むため、学校教育における場だけではなく、気軽に参加できる文化芸術の鑑賞・発表・体験の機会を提供します。

○子どもを対象にした鑑賞・体験機会の充実

未来を担う子どもたちが文化芸術に出会い体験できるよう、子どもを対象としたさまざまなプログラムを継続して実施します。その実施に当たっては、地域の文化人や芸術家とも連携し、また、伝統的・民俗的な文化芸術など、多様な文化芸術を活用した手法を検討します。

<取組例>

- ・子どもが楽しめるコンサート等の実施
- ・子どもを対象とした伝統文化体験教室の開催

○子どもを対象にした発表機会の充実

子どもたちの文化芸術の創造や活動の意欲を高めるため、子どもたちが日頃の文化芸術活動の成果を発表する機会の充実を図ります。コンテストの開催による、練習の成果に対する評価や講評を行い、将来の芸術家の育成という視点も踏まえた施策を実施します。

<取組例>

- ・小学生・中学生を対象とした管楽器と打楽器の独奏コンテストの開催
- ・市内で活動している子どもを中心としたグループによる発表会の開催

施策3 伝統的・民俗的な文化芸術の継承と発展

【施策の基本的な考え方】

伝統的・民俗的な文化芸術の継承と発展を図るため、こうした文化芸術を引き継ぎ、さらに次の世代に伝えていけるように人材の育成を支援します。また、鑑賞や体験の機会を充実することで、市民等が伝統的・民俗的な文化芸術に関心を抱く契機とし、裾野を拡大していくことで、将来的な人材の確保につなげていきます。

【今後の取組】

3-1. 伝統的・民俗的な文化芸術の継承

伝統的・民俗的な文化芸術を次代に継承していくため、後継者育成に対する支援を行うとともに、人材や団体に関する情報を集め、必要とするところに効果的に発信します。

○後継者育成に対する支援

伝統的・民俗的な文化芸術に関する後継者育成等に対する支援を行います。

<取組例>

- ・ 伝統芸能伝承を目的とする団体への活動支援
- ・ 伝統文化に関する子どもたちの成果発表会等への支援

○人材等の情報収集・提供

伝統的・民俗的な文化芸術に関する人材や団体の情報収集を行い、鑑賞や学習の機会を希望する個人や団体への情報提供を行います。

<取組例>

- ・ 人材データの集積と発信を行う人材情報バンク事業の充実【再掲】

3-2. 伝統的・民俗的な文化芸術に触れる機会の充実

伝統的・民俗的な文化芸術を鑑賞する機会の充実を図るとともに、専門的な指導のもとで、実際に体験する機会の充実を図り、こうした文化芸術への関心を促し、将来的な人材確保につなげていきます。

○伝統的・民俗的な文化芸術の鑑賞・参加機会の充実

伝統的・民俗的な文化芸術に関する関心を促すため、伝統文化施設を中心に、多様な機会を活用しながら、鑑賞や参加機会の充実を図ります。

<取組例>

- ・ 伝統芸能に関する鑑賞事業の実施
- ・ 郷土芸能に関する体験教室の開催

施策4 文化芸術に対する理解及び関心の促進

【施策の基本的な考え方】

文化芸術に対する理解や関心の促進を図るため、文化芸術に接する機会の充実を図ります。事業の展開に当たっては、あらゆる世代に向けた幅広い文化芸術や人々の感性を刺激するような先進的な文化芸術の活用を図ります。特に、将来の文化芸術の担い手である若い世代に対しては、多様な生活スタイルに合わせ、若い世代が参加しやすい仕組みづくりを進めます。

【今後の取組】

4-1. 鑑賞機会の充実

文化芸術に対する理解と関心を深めるため、美術作品や音楽などの幅広い文化芸術の鑑賞機会を提供します。

○身近な鑑賞機会の創出

美術館や文化施設等を訪れなくても、近隣施設やまちなかななどの身近な場所で、気軽に文化芸術を鑑賞することができる環境づくりに努めます。また、障害者施設や高齢者施設において、芸術家によるコンサートや公演などのアウトリーチ事業を推進し、障害者や高齢者が身近に文化芸術と触れあえる機会の充実を図ります。

<取組例>

- ・音楽やアートを活用したまちなかで行うイベントの開催
- ・高齢者や障害者施設における音楽コンサートの開催

○魅力ある文化芸術の鑑賞機会の提供

本市は、うらわ美術館、大宮盆栽美術館、漫画会館などの施設を整備しており、各施設の特徴を生かした企画展示を行い、幅広い世代を対象に、魅力ある文化芸術を鑑賞する機会の充実を図ります。

<取組例>

- ・日本フィルハーモニー交響楽団等と共催で行う「名曲コンサート」の開催
- ・美術館等の特性を活かした展示事業の実施

4-2. 活動への参加機会の充実

文化芸術に対する理解と関心を深めるため、契機となる発表や体験の機会の充実に図ります。

○発表機会の充実

幅広い世代の人が文化芸術活動の成果を発表する機会の充実に図ります。身近な施設を活用し、幅広い文化芸術分野の発表機会を提供することで、創作活動の意欲向上を図り、文化芸術に対する理解と関心を深めます。

<取組例>

- ・ 公民館において利用団体が日頃の活動成果を発表する「地区公民館文化祭」の開催
- ・ 日本画・洋画・彫刻・工芸・書・写真の6部門の公募作品展示を行う展覧会の開催

○体験機会の充実

幅広い世代の人が文化芸術を体験できる、市民参加型事業の充実に図ります。実際に体験することで、文化芸術に対する理解と関心をより一層深めます。

<取組例>

- ・ 音楽などの文化芸術に関するワークショップの開催

4-3. 鑑賞・参加機会に関する情報収集・提供

市民等の鑑賞・参加機会の充実に図るため、市内で行われる文化芸術イベント等の情報を広く収集し、わかりやすく、市民等の目にふれやすい形で提供します。

○文化芸術事業に関する情報収集・提供

市が主催する事業や市内の文化団体や芸術家等が行っている文化芸術活動の情報を広く収集し、提供します。

<取組例>

- ・ 文化・イベント情報誌やホームページを通じた情報提供
- ・ 市内で開催される文化芸術事業を掲載したリーフレットの作成・配布【再掲】

施策5 地域に根ざした文化芸術に関する資源の発掘・保護・活用

【施策の基本的な考え方】

本市は、合併により誕生した都市であり、地域の長い歴史や生活の中で育まれてきた多彩な文化芸術資源があります。これらの資源を発掘・保護・活用するとともに、さいたま市の魅力ある文化芸術に関する資源として「盆栽」、「漫画」、「人形」、「鉄道」を位置づけ、積極的な振興を図ります。

【今後の取組】

5-1. 盆栽文化の振興

盆栽は、生きた芸術作品として、日本国内はもとより、海外からも高く評価されています。本市における盆栽文化は、大正14年（1925年）に大宮盆栽村が誕生してから今日に至るまで、長い歴史の中で育まれてきました。現在、盆栽園が点在する大宮盆栽村は、大宮盆栽美術館を中心とする盆栽文化の発信拠点として、世界から注目されています。このように世界に誇れる盆栽文化を積極的に振興し、国内外に発信していきます。

○大宮盆栽美術館を活用した盆栽文化の振興

世界に誇る盆栽文化の拠点施設として、「大宮の盆栽」の文化を発信し、地域と連携を図りながら、調査研究、資料収集、展示、教育普及などの多様な事業を展開します。特に海外での盆栽の愛好者の増大に伴い、PR活動を積極的に推進します。また、他分野の文化芸術とコラボレーションするなど、盆栽の新たな魅力を創造し、広く発信します。

○大宮盆栽美術館周辺のまちづくりの推進

「さいたま市大宮盆栽美術館振興アクションプラン」を踏まえ、漫画会館や盆栽四季の家などの周辺施設との連携や活用、未利用地の活用を検討し、大宮盆栽美術館を拠点としたまちづくりを推進します。

○「大宮盆栽」のブランド化と関連産業の振興

「大宮盆栽」を世界的ブランドとして確立し、海外からの観光客や海外への販路の拡大を図るため、海外でのプロモーション活動等を実施する、「大宮盆栽」海外展開プロジェクトを推進していきます。また、「大宮盆栽」の伝統的な技術を継承する盆栽園を伝統産業に属する事業所として市内外に広く発信します。

○盆栽文化と触れあえる機会の拡充

盆栽に関する各種イベントや盆栽教室などを通じて、盆栽と触れあう機会の拡充を図ることで、愛好者の増加につなげ、盆栽文化の活性化を図ります。

5-2. 漫画文化の振興

日本近代漫画の先駆者である北沢楽天は、昭和23年(1948年)盆栽町に「楽天居」を構え、終の棲家としました。同地は作品とともに市に寄贈され、その場所にはさいたま市立漫画会館が建設され、現在、楽天ゆかりの品や作品を展示しています。日本近代漫画の先駆者ゆかりの地としての地域特性を活かし、漫画文化の振興を図ります。

○漫画会館等を活用した漫画文化の振興

漫画会館では、北沢楽天ゆかりの作品等の資料を収集、整理、調査保存し、収蔵品を中心とした展示や現代の漫画家の作品を紹介する企画展を充実します。また、ユーモアスクエア⁵では、漫画文化の振興を図るとともに、漫画の重要な要素の1つであるユーモアを切り口とした事業を展開します。

○漫画文化に関わる情報発信の強化

他分野の文化芸術とのコラボレーションを通じたPR活動の拡充や多様な情報媒体の活用により、漫画文化に関する積極的な情報発信を図ります。

○漫画文化に関わる人材育成

子どもを対象にした漫画教室、各種公募作品展等を通じ、漫画文化の裾野を拡大し、漫画に関わる人材の育成を図ります。

5-3. 人形文化の振興

城下町として長い歴史を持つ岩槻は、日本有数の人形生産地として知られています。その職人技術は、江戸時代に花開いた衣装人形や木目込み人形の伝統を受け継ぐものであり、日々の生活の中に、人形が身近なものとして根付いています。このように、「人形のまち」と知られる岩槻で生まれ受け継がれてきた伝統ある人形文化の振興を図ります。

○(仮称)岩槻人形会館の整備

さいたま市の魅力ある資源である人形文化の拠点施設として、(仮称)岩槻人形会館を整備します。

人と人形の歴史を調査・研究し、その成果を、展示等を通じて市民を中心とする人々に広く公開することで、人々の人形への親しみを醸成し、人形文化を未来へと継承します。

⁵ ユーモアスクエア：プラザノースにあり、旧大宮市盆栽町に居を構えた日本漫画家の先駆者として知られる北澤楽天(1876～1955)に由来するスペース。「ユーモア」について色々な角度から紹介し、市民漫画展などから収集された作品などの展示を通じて、「ユーモア」に触れるきっかけを提供。コミックやユーモア関連図書を楽しめる「自由読書スペース」、所蔵映像作品の上映会を開催する「映写室」を併設。

○人形関連産業の振興

特色ある地域資源である「岩槻人形」を本市の魅力として発信していくほか、工房見学や人形作り体験等による観光資源としての活用を検討します。また、「岩槻の人形」の伝統的な技術を継承する事業所に対する支援を行うことで産業の活性化を図ります。

○人形文化と触れ合える機会の拡充

人形をテーマにした体験プログラムを実施し、人形文化と触れあう機会の拡充を図ります。

5-4. 鉄道文化の振興

明治16年（1883年）の高崎線開通に伴い、浦和駅が開業、明治18年（1885年）には、日本初の幹線鉄道の分岐点となる大宮駅が開業、明治27年（1894年）には、大宮工場（現：大宮総合車両センター）の開業と同時に、日本三大操車場の1つ「大宮操車場」が整備され、本市は、鉄道のまちとして発展してきました。現在、大宮駅は東日本最大級のターミナル駅となり、また、平成19年（2007年）には、日本及び世界の鉄道に関わる遺産・資料を体系的に保存し、調査研究を行うとともに、車両等の実物展示や鉄道の原理・仕組みと最新技術についての体験等ができる「鉄道博物館」が開館し、全国から多くの人々が訪れています。こうした本市における鉄道の歴史を踏まえ、鉄道文化の振興を図ります。

○鉄道博物館等との連携強化

本市の鉄道文化の拠点であり、全国的な発信力を持つ鉄道博物館との連携を図り、鉄道文化の振興を図ります。また、東日本旅客鉄道株式会社をはじめとする鉄道関係事業者とも連携し、鉄道関連イベントにおける鉄道文化の啓発や子どもたちの工場見学等の体験機会を提供し、広く鉄道文化の普及・啓発を推進します。

○鉄道に関わる人材活用

地域の鉄道に関する人材と連携し、鉄道文化の啓発を行うなど、市民等との協働による鉄道文化の振興を図ります。

○鉄道文化に関わる情報発信の強化

各種文化関連事業と連携し、鉄道文化の啓発に努めるとともに、ホームページや鉄道文化に関する冊子の作成、配布などを通じて、広く情報発信を行います。

5-5. 多彩な文化芸術資源の発掘・保護・活用

本市の歴史や暮らしの中で培われてきた地域の文化芸術資源を掘り起こし、さまざまな事業に活用します。また、こうした文化芸術資源を保存・継承するとともに、広く公開・発信します。

○各区の個性を活かした文化芸術関連事業の推進

各区においては、区民との協働を図りながら、地域の歴史や個性ある文化芸術資源を活かしたさまざまな事業を企画・実施し、広く発信します。

<取組例>

- ・各区における文化芸術関連事業の推進
- ・区ホームページによる情報の発信

○文化財の保存・継承

地域に伝わる伝統行事や郷土芸能、史跡や埋蔵文化財、城下町や宿場町などの面影を残す環境や古民家など生活や産業に関わる歴史的な資産を文化財に指定するなど、その保存・継承とともに、広く市民等に公開します。

<取組例>

- ・見沼通船堀閘門開閉実演の開催

施策6 多様な文化芸術に触れる機会の提供

【施策の基本的な考え方】

多様な文化芸術に触れることは、新たな創造を生み出し、文化芸術活動の活性化につながるものです。市は、国内外との文化芸術を通じた交流を促進するとともに、文化芸術資源を活かしたまちづくりや市民等が行う文化芸術によるまちづくり事業への支援を行うことで、生活のさまざまなシーンにおいて、多様な文化芸術に触れる機会を提供します。

【今後の取組】

6-1. 文化芸術を通じた交流の推進

文化芸術を通じた国内外との交流を促進し、本市の文化芸術を広く発信し、本市のイメージアップを図るとともに、多様な文化芸術に触れる機会の創出を図ります。

○国際的な文化芸術イベントを通じた交流

国際的なイベントを通じて、世界の文化芸術に触れあう機会を提供し、また、交流を通じて本市の文化芸術を世界に発信します。

<取組例>

- ・国際芸術祭を通じた国際交流の推進

○多様な芸術家と地域の交流

国内外の多様な分野の芸術家や芸術関係者等を受け入れ、地域において作品制作、発表等を行う取組を推進し、その制作過程において、地域との交流を生み出し、多様な文化芸術に触れる機会を創出します。

<取組例>

- ・アーティスト・イン・レジデンスの実施

○本市とゆかりのある都市との交流

姉妹都市などの本市とゆかりのある都市と文化芸術を通じた交流を図ることで、多様な文化芸術に触れる機会を提供します。

<取組例>

- ・文化芸術を通じた海外都市との交流
- ・文化芸術を通じた他市との連携・交流

6-2. 文化芸術によるまちづくり

本市は、見沼田圃に代表されるような豊かな自然に恵まれているほか、市内各地に数多くの貴重な文化財や長い歴史の中で培われた多様な文化芸術資源があります。文化芸術都市の創造に当たっては、こうした文化芸術資源を活用し、生活の中に歴史・文化が息づくまちづくりを推進するとともに、自然や歴史、文化財等を活用した文化芸術によるまちづくり事業を支援することで、多様な文化芸術に触れる機会を創出します。

○文化芸術資源を活かしたまちづくり

本市の地域の特性を活かし、歴史・自然・文化財等を活用した文化芸術によるまちづくりを推進します。

<取組例>

- ・城下町の歴史・文化が息づくふれあいのまちを目指す「岩槻まちづくりマスタープラン」の推進
- ・さいたま芸術劇場までの主要ルートの賑わいの創出と文化芸術のまちづくりを推進する「アートストリート整備事業」の推進

○文化芸術を活かしたまちづくり事業への支援

市民等が自ら企画・運営し、まちの賑わいや地域交流などにつながる文化芸術によるまちづくり事業に対する支援を行います。

<取組例>

- ・文化芸術によるまちづくりを行う団体への補助金交付

施策7 文化芸術活動の場となる施設の充実

【施策の基本的な考え方】

本市は、比較的大きなホール機能を備えた文化センター、市民会館やプラザをはじめ、コミュニティセンターや公民館、図書館、博物館など、市民の文化芸術活動の場となる施設を数多く整備しています。

こうした文化施設の安全性の確保や、基本的な機能を維持するための日常的、計画的な管理運営を行うことはもとより、多様化する市民等の文化芸術活動に関するニーズに的確に対応し、文化芸術活動の一層の活性化を図るため、各施設の特性を十分に発揮し、市民等の誰もが文化芸術を楽しむことができるよう、施設機能の充実を図ります。

【今後の取組】

7-1. 文化芸術の活動の場となる施設の機能向上・充実

文化芸術の活動、鑑賞の場となる施設の利便性を向上させるため、利用者のニーズにあった効果的な機能や設備の充実を図ります。

○利用者や時代のニーズに合わせた施設機能の向上

安全に利用できるための適切な維持管理を行うとともに、利用者や時代のニーズに合った利用価値の高い施設を提供できるよう、選択と集中により施設機能の向上を図ります。

<取組例>

- ・利用者ニーズの高い設備、備品の集中整備

○利用者に優しい施設の創出

乳幼児を連れた利用者、高齢者や障害のある方、外国語を母語とする方など、多様な利用者にとって利用しやすい環境を創出するため、ユニバーサルデザイン⁶の考え方のもと、施設のバリアフリー化を推進します。

<取組例>

- ・施設のバリアフリー化の推進

○利用者の利便性向上

施設予約や備品等の利用手続き、料金制度など、利用者の視点に立った制度整備を図ります。

<取組例>

- ・公共施設予約システムの改善
- ・施設間での料金、各種制度の整合

⁶ ユニバーサルデザイン：言語や年齢、障害などにかかわらず、最初からできるだけ多くの人が利用できるようデザインすること。障害者や高齢者など特定の人に対する特別な対策を行う「バリアフリー」の概念に対して、あらゆる人が使いやすいデザインとすることが求められます。

7-2. 文化芸術都市創造に向けた拠点機能の構築と施設連携

市民等の主体的な創造活動に関する総合的な支援を行う拠点施設と文化芸術都市の創造に向けた主要施設を定め、施設間の連携強化や必要な機能構築に向けた検討を行います。

○拠点機能の構築

文化芸術都市創造に向けて、文化センターを拠点施設として位置づけ、人材の育成、創造活動を行う市民等に対する情報提供、活動に関する相談などを総合的に行う拠点機能の構築を図ります。

<取組例>

- ・拠点機能構築に向けたあり方の検討

○拠点施設を中心とする文化施設間の連携

文化施設間のネットワークを強化し、情報発信力の向上を図ります。

中でも、比較的大きなホール機能を備え、市民等の文化芸術活動を支えている市民会館やプラザイースト、プラザウエスト、プラザノース、伝統文化施設である氷川の杜文化館、恭慶館を文化芸術都市創造に向けた主要施設として位置づけ、拠点施設や主要施設を中心とした有機的な連携を図ります。

<取組例>

- ・埼玉県文化施設との連携強化
- ・拠点機能を中心とする施設連携のあり方の検討

第4章

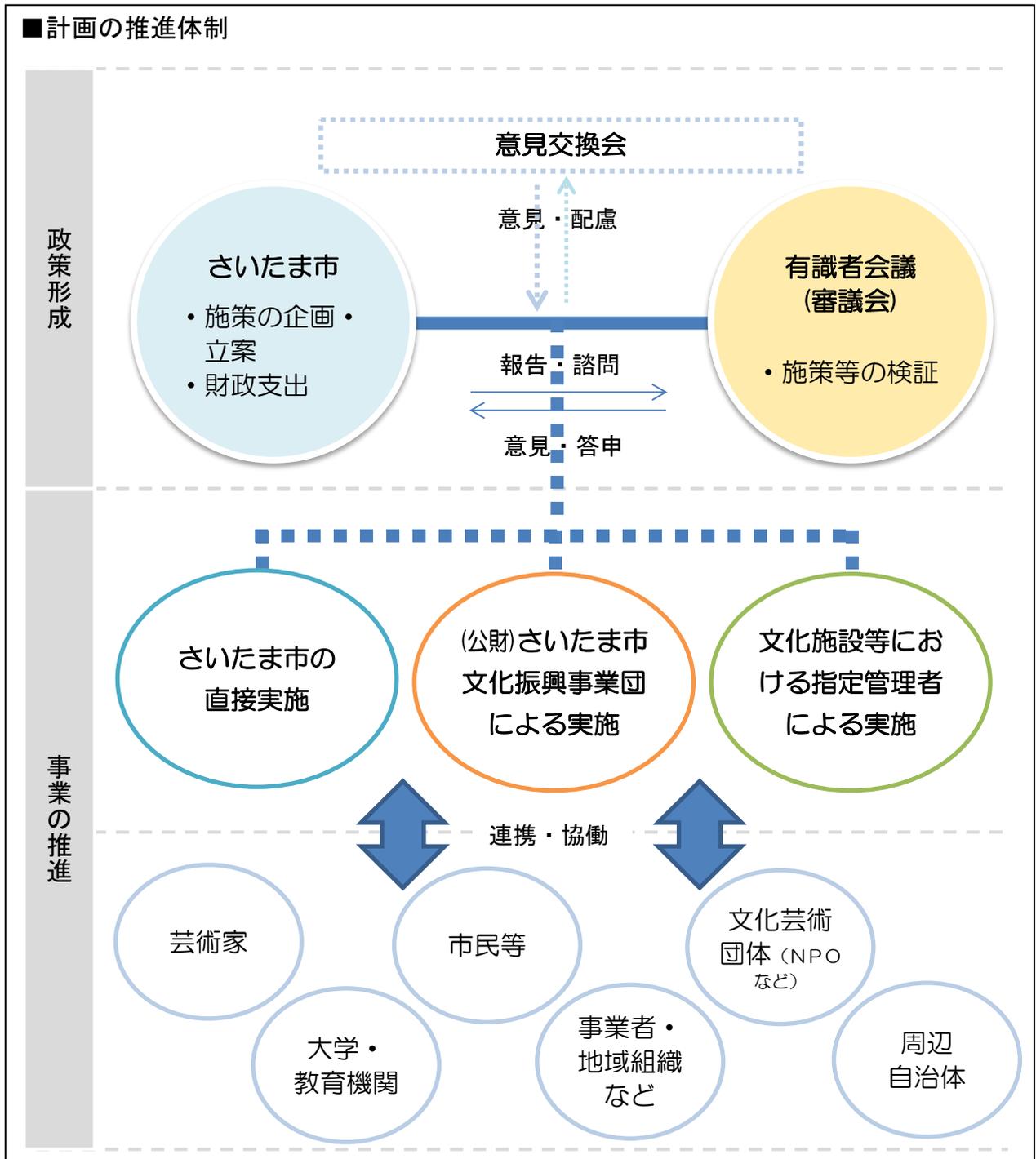
計画の推進に当たって

第4章 計画の推進に当たって

1 施策を実施する上での考え方

市は、有識者等の意見を参考にしながら、文化芸術都市の創造に関する総合的・戦略的な施策の企画・立案を行い、市民等の自主的な文化芸術活動への支援や様々な推進主体との連携を図りながら、将来像の実現に向けた取組を進めます。

また、「政策形成」と「事業の推進」についての役割分担を進め、施策をより効率的かつ効果的に行うことのできる推進体制の構築を図ります。



(1) 市内における推進体制

本計画は、経済・観光・教育・福祉・都市計画等、広範な分野との連携を図りながら、総合的な文化政策を展開していくことを基本としています。政策形成及び事業の推進に当たっては、市内横断的な連携を図り、進捗状況などの情報を共有することで、効果的な推進を図ります。

(2) 市民・関係団体等との連携の強化

文化芸術都市の創造に当たっては、市民や文化芸術団体（NPOなど）の自主的な活動に対して支援するなど、多様な主体と連携・協働を図りながら推進していく必要があります。

さらに、埼玉県、周辺自治体、市内外の大学等の教育機関、文化芸術関連団体など、さまざまな団体や組織と連携・情報交換を行い、効果的な施策の推進を図ります。

(3) 公益財団法人さいたま市文化振興事業団の役割と連携の強化

公益財団法人さいたま市文化振興事業団は、これまでも文化芸術に関する人材の育成、多様な鑑賞事業や市民参加型事業等を実施してきており、本市の文化行政の推進において、大きな役割を担っています。

今後も、事業団を文化芸術都市創造に向けた計画の主要な推進主体として位置づけ、連携を強化するとともに、これまでに蓄積されてきた文化芸術に関する人材や情報等を最大限に活用し、将来的には本市の文化芸術に関する総合窓口としての機能構築を目指していきます。

(4) 推進体制の強化

文化芸術都市創造に向けて、文化芸術活動を他分野とつなげる、文化芸術団体や芸術家などの創造活動や自立支援等を行う、いわゆる「中間支援機能」や文化芸術施策に関する調査研究機能の充実を図っていく必要があります。

このような課題解決に向けて、推進体制の更なる強化を図るため、公益財団法人さいたま市文化振興事業団の機能強化やアーツカウンシル的な専門組織の導入などを含む幅広い視点での検討を開始します。

2 財源の確保

文化芸術都市の創造に向けて継続的に取組を行う、または文化財産等の文化芸術資源を確保していく上で、長期的な視点において、安定的な財源を確保するため、文化事業や文化財産等の取得に関わる基金を設置します。

3 計画の進行管理

市は、計画の着実な推進とその実効性を高めるため、さいたま市文化芸術都市創造条例に基づいて設置された「さいたま市文化芸術都市創造審議会」に、計画の進捗状況等についての年次報告を行い、施策や施策の進め方等について、定性的な観点から多角的な検証を行い、進行管理を行います。

また、下記のとおり計画全体の成果指標を設定し、計画の最終的な検証の参考とします。

○さいたま市を「文化的なまち・芸術のまち」とイメージする市民の割合

この計画は、文化芸術の総合的・持続的な振興を図るとともに、多様な分野との連携を図り、地域の活性化や産業の振興など、文化芸術を活かしたまちづくりの視点を踏まえたものです。こうした観点から、本計画における様々な取組についての総合的な進捗状況を検証する1つの指標として、下記指標を設定するものです。

平成25年度 15.0% → 平成32年度 25.0%

※平成25年度さいたま市民意識調査

參考資料

■さいたま市文化芸術都市創造条例

さいたま市条例第42号

さいたま市文化芸術都市創造条例

文化は、長い歴史と風土の中で育まれていくものであり、時間をかけて文化の振興を図る必要がある。文化の中核をなす文化芸術は、人々の創造性を豊かにし、生活にゆとりと潤いをもたらし、豊かな人間関係を育むものであるだけでなく、新たな産業を生み出すなどの経済効果をもたらし、ひいては地域の振興に寄与し、活力のある都市づくりに結びつくものである。

本市は、文化芸術が古くから生み育てられ、暮らしの中に根ざしているとともに、東日本の交流拠点都市として高度で多様な都市機能が集積していることから、文化芸術をはじめとする様々な分野の活動に適している。また、本市は、合併により誕生した新しい都市であり、文化芸術に関する多彩な地域資源を活かした都市イメージの確立を目指している。

こうした状況の下、真に愛し、誇れる郷土を実現するためには、市民等が文化芸術を楽しむライフスタイルを確立するための環境を整備し、文化芸術に関する活動を行う市民等の自主性を尊重し、市民等の意見を反映させることによって、市民等が主体となる文化芸術の振興が求められている。そして、古くから培われてきた文化芸術の持つ伝統と新しい文化芸術の持つ創造性により、本市の経済や教育、都市計画等の様々な分野に影響を与え、地域の活性化を図り、新たな都市としての魅力を高め、文化芸術都市としてのさいたま市を創造することが必要である。

ここに、さいたま市は、総合的かつ持続的な文化芸術の振興を図り、市民等が生き生きと心豊かに暮らせる文化芸術都市を創造するため、この条例を制定する。

(目的)

第1条 この条例は、文化芸術都市の創造に関し、基本理念を定め、市の責務を明らかにするとともに、市民等の理解と協力を得ながら、文化芸術都市の創造のための施策の基本となる事項を定めることにより、総合的かつ持続的な文化芸術の振興を図り、もって市民等が生き生きと心豊かに暮らせる文化芸術都市を創造することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 文化芸術 次に掲げる芸術等であって、盆栽、漫画、人形、鉄道といった地域の活性化及び都市としての魅力の増進に資するものをいう。

ア 文学、音楽、美術、写真、演劇、舞踊その他の芸術

イ 芸能（伝統的又は民俗的な芸能に加え、落語、歌唱等の芸能をいう。）

ウ 茶道、華道、書道その他の生活に係る文化

エ 囲碁、将棋その他の国民的娯楽

(2) 文化芸術都市 市民等が自主的に文化芸術に関する活動（以下「文化芸術活動」という。）を行い、又は文化芸術を享受することにより市民等の文化芸術以外の分野における活動が促進され、かつ、文化芸術の振興を契機として地域が活性化し、市民等が充実した生活を送ることのできる活力のある都市をいう。

(3) 市民等 市内に居住し、通学し、通勤し、又は滞在する者、市内において事業活動を行う者及び市内において文化芸術活動を行う者をいう。

(基本理念)

第3条 文化芸術都市の創造に当たっては、市民等が愛着と誇りを持つことができる活力のある都市の形成の推進が図られるものとする。

2 文化芸術都市の創造に当たっては、市民等の自主性が尊重されるとともに、市民等の文化芸術に対する理解及び関心が深められることにより、市民等の生活の充実が図られるものとする。

3 文化芸術都市の創造に当たっては、市及び市民等が相互に連携し、及び協力することにより、文化芸術の振興が効果的に図られるものとする。

4 文化芸術都市の創造に当たっては、地域で育まれてきた文化芸術の保存及び活用並びに新たな文化芸術に配慮された環境の整備が図られるものとする。

5 文化芸術都市の創造に当たっては、子どもから高齢者まで広く、文化芸術に親しむこと又は文化芸術活動を行うことができるための適切な支援が図られるものとする。

(市の責務)

第4条 市は、この条例の目的を達成するため、前条に定める基本理念にのっとり、文化芸術都市の創造に関する施策（第7条に定める施策をいう。以下同じ。）を総合的かつ計画的に推進するものとする。

2 市は、市民等が文化芸術都市を創造していく担い手であることを認識し、その自主性を尊重しつつ、市民等に対する支援を行うものとする。

(市民等の相互理解等)

第5条 市民等は、自らが文化芸術都市を創造していく担い手であることに鑑み、相互に理解し、尊重し、協力し、及び支援するよう努めるものとする。

(文化芸術都市の創造のための計画)

第6条 市長は、文化芸術都市の創造に関する施策を総合的かつ計画的に実施するため、文化芸術都市の創造のための計画を策定するものとする。

2 市長は、前項の計画の策定及びその変更に当たっては、その趣旨、内容その他必要な事項を公表し、広く市民等の意見を求めなければならない。

(文化芸術都市の創造に関する施策)

第7条 市は、文化芸術都市の創造のために必要な文化芸術活動を促進するため、文化芸術活動を行う者及びこれらの者を支えるボランティアの育成、交流の機会の提供その他の必要な支援を行うものとする。

2 市は、文化芸術に対する子どもの感性を高めるため、文化芸術に関する教育の充実、子どもが行う文化芸術活動に対する支援その他の必要な施策を講じるものとする。

3 市は、伝統的又は民俗的な文化芸術の継承及び発展に資するため、後継者の育成、確保、支援その他の必要な施策を講じるものとする。

4 市は、市民等の文化芸術に対する理解及び関心を深めるため、市民等が文化芸術を鑑賞し、又は文化芸術活動に参加する機会の充実を図り、これらの機会に関する情報の収集及び提供その他の必要な環境の整備を行うものとする。

5 市は、地域に根ざした文化芸術に関する資源の発掘、保護、活用その他の必要な援助を行うものとする。

6 市は、市民等に対し、多様な文化芸術に触れる機会を提供するため、様々な文化芸術に関する施策の連携その他の必要な施策を展開し、及び充実するものとする。

7 市は、文化芸術活動の場となる施設の充実を図るため、当該施設における文化芸術活動を行いやすくするための機能の充実その他の必要な環境の整備等を行うものとする。

8 市は、前各項に定める施策の実施に当たっては、関係団体等との連携に努めるとともに、地域経済の活性化と産業の振興に配慮するものとする。

(他の施策における配慮)

第8条 市は、市が行う他の施策の推進においても、文化芸術都市の創造に資するように配慮するものとする。

(財政上の措置)

第9条 市は、文化芸術都市の創造に関する施策の実施のため、必要な財政上の措置を講じるものとする。

(審議会の設置)

第10条 第6条第1項の計画の策定及び文化芸術都市の創造に関する施策について、市長の諮問に応じ調査審議するため、さいたま市文化芸術都市創造審議会（以下この条において「審議会」という。）を置く。

2 審議会は、委員10人以内で組織する。

3 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

(1) 学識経験を有する者

(2) 公募による市民等（次号に掲げる者を除く。）

(3) 市内において、事業活動を行う者又は文化芸術活動を行う者

4 委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

5 委員が欠けた場合の補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

6 第2項の委員のほか、特別の事項を調査審議するため必要があるときは、審議会に臨時委員を置くことができる。

7 審議会は、第1項の規定による調査審議に当たっては、次条の意見を交換するための場における当該意見について必要な配慮をするものとする。

(施策の効果的な推進のための意見交換)

第11条 市は、文化芸術都市の創造に関する施策の効果的な推進を図るため、市、市民等及び文化芸術に関する専門的な知識又は経験を有する者が相互に意見を交換するための場を設けるものとする。

(委任)

第12条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、平成24年4月1日から施行する。